

塩尻市中小企業融資制度

資金の種類		融資対象	資金使途	貸付限度額	
特別小口資金		小規模事業者（※1） 信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えないもの	運転資金	2,000万円	
			設備資金		
小口零細企業保証資金		小規模企業者（非営利活動法人を除く）、小規模企業団体 本資金は、国の全国統一保証制度の対象となる資金である。	運転資金	2,000万円	
			設備資金		
中小企業振興資金	中小企業振興資金（一般分）	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方（※2）	運転資金 （市の制度資金について借換え再借換え利用が可能です）（※2）	3,000万円	
			設備資金	5,000万円	
	経営安定資金（特別・借換分）	①セーフティネット保証1～4・6号に該当する者 ②取引先企業の倒産による連鎖倒産防止のために資金を必要とする者 ③災害その他突発的に生じた事由及び経済事情の変動により直近3ヶ月間の平均売上が過去3年間のいずれか同期と比べ5%以上減少している者	運転資金 （新規借入分を含む借換が申込書一つで可能です）	3,000万円	
	経営安定資金（一般分）				セーフティネット保証制度5・7・8号に基づく認定企業で、経営の安定に支障を生じている方・知事特認分融資要件に該当し、経営の安定に支障を生じている方
新型コロナウイルス感染症対策特別資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている次のいずれかに該当する方 ①セーフティネット保証制度4号若しくは5号に基づく認定企業又は危機関連保証認定企業 ②売上が前年同月比5%以上減少した方	運転資金	3,000万円		
		設備資金	5,000万円		
創業支援資金		新規開業予定者及び新規開業者で事業を実施するために資金を必要とする方	運転資金	2,000万円	
			設備資金	2,000万円	
共同化事業資金 （一般事業分）	中小企業団体 事業資金	共同化を図る事業を行う中小企業団体又はその構成員	設備資金	1億5,000万円	
	構成員 貸付資金			1,500万円	
共同化事業資金 （商店街活性化対策事業分）	環境整備資金		設備資金	1億5,000万円	
	共同施設設置資金			1億円	
	店舗共同化 資金		設備資金	1億5,000万円	
	個別店舗改造資金		転貸資金	1億円	
	店舗継承対策資金		設備資金	5,000万円	
企業立地支援資金			継承して事業を行う中小企業者等	運転資金	2,000万円
				設備資金	2,000万円
企業立地支援資金			特定地域内及び工業系地域内に工場等を設置しようとする方	設備資金	1億円
高度技術導入資金		高度技術の導入により、業務の合理化、製品の品質向上を図ろうとする方	運転資金	1,500万円	

※1. 常時使用する従業員（会社の場合、役員は含まない）の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の会社又は個人、従業員数（組合員数）が20人以下の協業組合（企業組合）、事業共同小組合

※2. 従来に借りた制度資金を新たに中小企業振興資金に借り換えることができる場合があります。

注意1. 限度額については、保証協会の債務保証残高、担保の評価に応じて調整を行い、減額することがあります。

注意2. 保証人については、原則として要しない（法人等については代表者以外の保証人は不要）。

貸付利率	信用保証料	貸付期間	返済方法	連帯保証人	担保			
年2.0%	市5分の4補助	5年以内	分割返済 (据置6ヶ月以内)	原則として要しない。 (法人等については代表者以外の保証人は不要)	原則として要しない。			
		7年以内 (土地・建物に限り10年以内)						
年1.5%	市全額補助	10年以内						
年2.2%	市5分の4補助	5年以内						
		7年以内 (土地10年以内 建物13年以内)						
年1.6%	市全額補助	7年以内				分割返済 (据置1年以内)	原則として要しない。 (法人等については代表者以外の保証人は不要)	
年2.0%								
年0.8% (利子補給率 年0.8%) (※借入れ実行後3年以内)								10年以内
年1.3%	市5分の4補助	5年以内				分割返済 (据置1年以内)	原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事以外の保証人は不要)	必要に応じて徴する。
		7年以内						
年2.2%		15年以内	分割返済 (据置2年以内)	原則として要しない。 (法人等については代表者以外の保証人は不要)				
		12年以内						
		15年以内	分割返済 (据置3年以内)	原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事以外の保証人は不要)				
		10年以内			分割返済 (据置2年以内)	原則として中小企業団体代表理事及び転貸先企業の代表者		
		15年以内						
		5年以内	分割返済 (据置6ヶ月以内)	原則として要しない。 (法人等については代表者以外の保証人は不要)				
		7年以内						
		年2.0% (一部利子補給あり)	15年以内	分割返済 (据置2年以内)				
年1.8%	7年以内	分割返済 (据置1年以内)						

塩尻市、長野県の制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります)。